第一ライフ資産運用経済研究所
Daiichi Life Group

2026 年 11 月

【1 分解説】公的年金等の受給者の扶養親族等申告書とは？

資産運用調査部　副主任研究員　永原　僚子

公的年金等の受給者の扶養親族等申告書とは、老齢年金などを受け取る人が、配偶者控除などの各種控除を所得税と住民税の計算に反映させるための書類です。日本年金機構は、令和 9 年（2027 年）分を 2026 年 9 月 7 日から順次送付しています。

2027 年分から送付対象が拡大しました。2026 年度の税制改正により、従来の所得税の源泉徴収対象者に加え、住民税がかかる可能性のある人も申告書の提出対象となったためです。送付基準となる年金額は原則として、65 歳未満で年額 155 万円以上から 98 万円以上に、65 歳以上は 205 万円以上から 148 万円以上に引き下げられました。

提出が必要なのは、本人が障害者・寡婦・ひとり親に該当する人や、控除対象の配偶者・親族などがいる人です。各種控除に該当しない人、あるいは、所得税の源泉徴収対象外で年金額が単身者の住民税の非課税限度額未満の人などは提出不要です。非課税限度額は自治体によって異なります。

令和 9 年分でも、提出期限は 2026 年です。電子申請と所得税の源泉徴収対象者の紙での提出は 10 月 20 日まで、源泉徴収対象外で住民税の非課税限度額以上の人の紙での提出は 11 月 30 日までです。期限後も提出できますが、源泉徴収対象者はいったん控除なしで税金が引かれ、提出後に再計算されます。

申告書を提出せず、確定申告や住民税の申告もしなければ控除が反映さないため、注意が必要です。

本資料は情報提供を目的として作成されたものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。作成時点で、第一ライフ資産運用経済研究所が信ずるに足ると判断した情報に基づき作成していますが、その正確性、完全性に対する責任は負いません。見通しは予告なく変更されることがあります。また、記載された内容は、第一生命保険ないしはその関連会社の投資方針と常に整合的であるとは限りません。